

◎固定資産税・都市計画税について

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。固定資産税の税率は1.4%です。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。課税の対象となる固定資産は、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地（家屋）、および市街化調整区域内にあつて条例で定める土地（家屋）です。都市計画税の税率は0.25%です。

井手町内に同一名義人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が免税点未満の場合（土地…30万、家屋…20万、償却資産…150万）には、固定資産税は課税されません。固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。